

日本風力開発株式会社「(仮称)車力風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成31年2月12日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)車力風力発電事業環境影響評価方法書について、日本風力開発株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、青森県知事からの意見を勧告するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：青森県つがる市  
原動力の種類：風力(陸上)  
出力：最大18,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成30年	5月24日
環境大臣意見受理	平成30年	8月10日
経済産業大臣意見発出	平成30年	8月15日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成30年	8月27日
住民意見の概要等受理	平成30年	11月1日
青森県知事意見受理	平成31年	1月30日
経済産業大臣勧告発出	平成31年	2月12日

問合せ先：電力安全課 高須賀、松橋、常泉  
電話03-3501-1742(直通)

日本風力開発株式会社「(仮称) 車力風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧  
告内容

1. 搬入路の拡幅等に伴う改変により、溜池等の水辺環境に影響を及ぼす可能性があることから、当該改変の程度について確認し、必要に応じて、造成等の施工による一時的な影響に係る水質(水の濁り)を環境影響評価項目に追加すること。
2. 渡り鳥の調査について、春と秋の渡りは年ごとに変動が見られ、短期間に集中することから、周辺の状態を把握した上で、適切な調査時期及び期間を設定すること。

(青森県知事からの意見書の写しを添付)